

本市における成年後見制度の利用促進計画について

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神上的障害などにより判断能力が十分ではない人が、財産管理や日常生活等において不利益を被らないよう社会全体で支える仕組みである。

今後のさらなる高齢社会への対応や共生社会の実現に向け、成年後見制度のより一層の利用促進を図るため成年後見制度の利用促進計画を新たに策定するもの。

1 計画の位置づけ

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定された法定計画
- (2) 市の「いきいき長寿プラン（老人福祉計画）」に基づく、基本的な方向性や施策

2 計画期間

平成31年度から平成32年度まで（2年間）

※いきいき長寿プランや障害福祉計画の見直しに合わせ、平成33年度以降は同プランに包含（予定）

3 計画の策定について

計画の策定にあたっては、市民・関係団体からの意見聴取を行うとともに、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、市民代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」や、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」に意見を聞き検討を進める。

4 市民への意識調査及び関係団体からの意見聴取の実施について

成年後見制度に関する理解や意識を把握し、成年後見制度利用促進に資する施策を推進する上での基礎資料とするため、市民団体や市政モニターアンケートを活用した意見聴取を実施

また、成年後見制度に関わる裁判所や弁護士会等の各関係団体からの意見聴取を実施し、当該意見等を踏まえつつ、これまでの取組の評価や課題の抽出、整理を行った上で、今後取り組むべき施策等について検討を行う。

5 今後のスケジュールについて（予定）

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 計画素案の作成、保健病院委員会への報告 | 平成30年12月 |
| (2) パブリックコメントの実施 | 平成30年12月 |
| (3) 保健病院委員会への報告（パブリックコメントの結果） | 平成31年 2月 |
| (4) 計画の策定 | 平成31年 3月 |

国の成年後見制度利用促進基本計画 抜粋(平成29年3月閣議決定)

1 計画のポイント

- (1) 利用者(被後見人)がメリットを実感できる制度・運用の改善
 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代等
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 ア 制度の広報、利用の相談、利用の促進、後見人支援等の機能を整備
 イ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関」の整備
- (3) 不正防止のため後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

2 計画に規定される市長村の役割

- (1) 地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク(協議会等)の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- (2) 地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- (3) 条例で定めるところにより、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努める。

